

登別市民交通傷害保障条例の廃止（案）について

1 登別市民交通傷害保障条例と市民交通傷害保険について

市民交通傷害保険は、交通事故により被害を受けた市民を救済し、その安定と福祉の増進に寄与することを目的として昭和42年より損害保険会社全社の共同引受方式で制度化された制度です。

市では、市民交通傷害保障条例を定め、昭和43年から市民交通傷害保険の取扱を開始しましたが、次の理由により、登別市民交通傷害保障条例を廃止する条例を定めるとともに、令和3年3月31日をもって市民交通傷害保険の取扱を廃止する予定です。

2 廃止理由について

- (1) 市民交通傷害保険の引受損害保険会社より、取扱件数の減少等により令和3年3月末をもって取扱を停止する旨の通知を受け、その他の損害保険会社に事業引継の可能性を確認したが、現在と同様の内容で事業を引受してくれる損害保険会社がなかったこと。
- (2) 市民交通傷害保険の制度創設時と比較し、民間保険会社の保険商品が充実していることから、本条例は一定の役割を果たしたものと判断したこと。

3 【参考】市民交通傷害保険の加入者数等の推移について

加入者数、加入口数ともに減少傾向にある。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 ※4
加入者数	1,400人	1,250人	890人	685人
加入口数 ※1	2,006口	1,756口	1,306口	998口
加入保険料 ※2	360円	480円	600円	600円
保険料収入	704,730円	828,480円	766,850円	583,000円
給付件数	7件	4件	5件	3件
給付額	990,000円	140,000円	330,000円	230,000円
保険事務取扱委託料収入 ※3	76,111円	67,107円	49,694円	38,477円

※1 1人あたり2口まで加入できる。

※2 ①4月に加入した際の金額、加入月が翌月の場合1/12ずつ保険料が減額となる。

例：令和2年4月加入の場合 600円、令和2年10月加入の場合 300円

②保険料は過去3か年の損害率（保険料に対する支払保険金の割合）により算出される。

※3 毎月、加入者の合計保険料に所定の率が、市の収入となる

※4 令和2年度は令和2年11月1日までの実績